審　査　基　準

令和６年１１月２７日作成

法　　令　　名	：道路交通法
根　拠　条　項	：第１０７条の７第３項
処　分　の　概　要	：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）	：福岡県公安委員会
法　令　の　定　め	：道路交通法第１０７条の７第１項及び第２項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第３７条の８（国外運転免許証の交付）、第３７条の９（国外運転免許証交付申請書）、第３７条の１０（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審　査　基　準	：
標準処理期間	： ○　福岡自動車運転免許試験場及び北九州自動車運転免許試験場　・・・・・　即日 ○　筑豊自動車運転免許試験場、筑後自動車運転免許試験場、福岡自動車運転免許試験場更新センター、北九州自動車運転免許試験場更新センター及び警察署　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２日間
申　　請　　先	：自動車運転免許試験場
問い合わせ先	：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場免許係 ○　福岡自動車運転免許試験場（０９２－５６５－５０１０） ○　北九州自動車運転免許試験場　（０９３－９６１－４８０４） ○　筑豊自動車運転免許試験場（０９４８－２６－７１１０） ○　筑後自動車運転免許試験場（０９４２－５３－５２０８）
備　　考	：